

豊川市監査公表第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年1月31日

豊川市監査委員	井田哲明
同	鈴木篤男
同	柴田訓成

別紙

定例監査の結果に関する報告

1 監査の対象部署

市民部市民協働国際課

2 監査の範囲

令和5年4月1日～令和6年11月11日

3 監査の実施期間

令和6年9月4日～令和6年11月11日

4 監査の方法

監査においては、あらかじめ説明資料等の提出を求め、関係諸帳簿及び書類等を照合、確認等するとともに、関係職員から聴取するなどの方法により実施した。

監査の項目としては、以下のとおりである。

(1) 重点項目

- ア 補助金・交付金・負担金に関する事務について
- イ 準公金の取扱事務について

(2) 一般項目

- ア 契約に関する事務について
- イ 財産の管理に関する事務について
- ウ 公金の取扱事務について
- エ 庶務に関する事務について
- オ 人事に関する事務について
- カ 組織に関する事務について

5 監査の結果

監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 総括

監査の項目については、一部に改善を要する事項があったので必要な措置を講じられたい。

(2) 指摘事項

ア 改善事項

- (ア) 令和5年度町内会連絡調整事務委託における設計書が、施行伺及び契約書に添付されていなかった。そのため、財務事務の手引きを参考に、適切な財務事務となるよう改善されたい。